



有限会社 ウンピン・エンド・カンパニー

〒101-0045 東京都千代田区神田鍛冶町三丁目6番7号
ウンピン神田ビル8階 TEL:03-3254-0888(代) FAX:03-3254-0889

V o l . 1 1 5 2 0 1 4 年 0 5 月 3 0 日

UAE:商標審査方式の変更

UAE 商標局は先行審査決定の発行又は審査期間中の期限延長を今後は認めないとの決定 (No.3 of 2014) (2014 年 6 月 1 日施行)を 2014 年 5 月 19 日に下しました。今後は登録査定、条件付登録査定又は拒絶査定のみ発行されます。つまり、審査は絶対的及び相対的理由に基づいて行われますが、商標出願に対して事前の指令通知は発行されず、登録査定、条件付登録査定又は拒絶査定のみ下されることになります。

現行手続との相違の要旨は以下の通りです。

現行手続	新たな手続と対応策
審査官は補正又は説明を要求する先行審査決定を発行する。出願人は先行審査決定に対して意見書を提出することができる。	先行審査決定は発行されないの、出願人は審査官に意見書を提出することができない。 出願人は査定に対して審判を請求するか、又は要求された補正をして再出願することができる。審判は時間を要するので、再出願が望ましい。

先行審査決定は主に次の事項をカバーしている。	
1. 出願した指定商品又は役務	1. 指定商品又は役務の相違は拒絶される。 ニース分類の第 10 版によるクラスヘディングで出願することが望ましい。
2. 商標の識別性	2. 識別性が欠如していれば拒絶される。 出願時に使用証拠を提出することができる。
3. 先行権の存在	3. 先行権が存在すれば拒絶される。 出願前に調査を行うべきです。出願時に同意書や並存契約書を提出することができる。

(情報提供:SABA & CO)